

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資 (配当期待権の評価) 193 配当期待権の価額は、課税時期後に受けると見込まれる予想配当の金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額（特別徴収されるべき道府県民税の額に相当する金額を含む。以下同じ。）を控除した金額によって評価する。 第2節 公社債 (利付公社債の評価) 197-2 利付公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 金融商品取引所に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている金融商品取引所（国内の2以上の金融商品取引所に上場されている場合には、原則として、東京証券取引所とするが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの金融商品取引所とすることができる。以下同じ。）の公表する課税時期の最終価格（日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された公社債である場合には、日本証券業協会の公表する課税時期の平均値と最終価格のうちいずれか低い金額とする。また、課税時期に最終価格及び平均値のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格又は平均値のうち、課税時期に最も近い日の最終価格又は平均値とし、その日に最終価格又は平均値のいずれもある場合には、いずれか低い金額とする。次項において同じ。）と課税時期において利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額（以下本項及び197-5（転換社債型新株予約権付	第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資 (配当期待権の評価) 193 配当期待権の価額は、課税時期後に受けると見込まれる予想配当の金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額によって評価する。 第2節 公社債 (利付公社債の評価) 197-2 利付公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 金融商品取引所に上場されている利付公社債 その公社債が上場されている金融商品取引所（国内の2以上の金融商品取引所に上場されている場合には、原則として、東京証券取引所とするが、納税義務者の選択により納税地の最寄りの金融商品取引所とすることができる。以下同じ。）の公表する課税時期の最終価格（日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された公社債である場合には、日本証券業協会の公表する課税時期の平均値と最終価格のうちいずれか低い金額とする。また、課税時期に最終価格及び平均値のいずれもない場合には、課税時期前の最終価格又は平均値のうち、課税時期に最も近い日の最終価格又は平均値とし、その日に最終価格又は平均値のいずれもある場合には、いずれか低い金額とする。次項において同じ。）と課税時期において利払期が到来していない利息のうち、課税時期現在の既経過分に相当する金額から当該金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額（特別徴収されるべき道府県民税の利子割の額に相当する金額を

改正後	改正前
社債の評価))において「源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額」という。)との合計額によって評価する。 (2) (省 略) (3) (省 略) (割引発行の公社債の評価) 197－3 割引発行の公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 金融商品取引所に上場されている割引発行の公社債 その公社債が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。 (2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された割引発行の公社債(金融商品取引所に上場されている割引発行の公社債及び割引金融債を除く。) その公社債の課税時期の平均値によって評価する。 (3) (1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債以外の割引発行の公社債 その公社債の発行価額に、券面額と発行価額との差額に相当する金額に発行日から償還期限までの日数に対する発行日から課税時期までの日数の割合を乗じて計算した金額を加算した金額によって評価する。 <u>(注) 課税時期において割引発行の公社債の差益金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には、上記の区分に従って評価した金額からその差益金額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額を控除した金額によって評価する。</u>	<u>む。以下同じ。)</u>を控除した金額(以下本項及び197－5(「転換社債型新株予約権付社債の評価)」において「源泉所得税相当額控除後の既経過利息の額」という。)との合計額によって評価する。 (2) (同 左) (3) (同 左) (割引発行の公社債の評価) 197－3 割引発行の公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。 (1) 金融商品取引所に上場されている割引発行の公社債 その公社債が上場されている金融商品取引所の公表する課税時期の最終価格によって評価する。 (2) 日本証券業協会において売買参考統計値が公表される銘柄として選定された割引発行の公社債(金融商品取引所に上場されている割引発行の公社債及び割引金融債を除く。) その公社債の課税時期の平均値によって評価する。 (3) (1)又は(2)に掲げる割引発行の公社債以外の割引発行の公社債 その公社債の発行価額に、券面額と発行価額との差額に相当する金額に発行日から償還期限までの日数に対する発行日から課税時期までの日数の割合を乗じて計算した金額を加算した金額によって評価する。
第6節 その他の財産 (貸付金債権等の元本価額の範囲) 205 前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において次に掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない。	第6節 その他の財産 (貸付金債権等の元本価額の範囲) 205 前項の定めにより貸付金債権等の評価を行う場合において、その債権金額の全部又は一部が、課税時期において次に掲げる金額に該当するときその他その回収が不可能又は著しく困難であると見込まれるときにおいては、それらの金額は元本の価額に算入しない。

改 正 後	改 正 前
(1) 債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額（その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。） イ 手形交換所（これに準ずる機関を含む。）において取引停止処分を受けたとき ロ <u>会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定があったとき</u> ハ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定があったとき ニ <u>会社法</u>の規定による<u>特別清算開始の命令</u>があったとき ホ <u>破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の決定があったとき</u> ヘ 業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は 6 か月以上休業しているとき (2) <u>更生計画認可の決定、再生計画認可の決定、特別清算に係る協定の認可の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額</u> イ （省 略） ロ （省 略） (3) （省 略）	(1) 債務者について次に掲げる事実が発生している場合におけるその債務者に対して有する貸付金債権等の金額（その金額のうち、質権及び抵当権によって担保されている部分の金額を除く。） イ 手形交換所（これに準ずる機関を含む。）において取引停止処分を受けたとき ロ <u>会社更生手続の開始の決定があったとき</u> ハ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定があったとき ニ <u>会社の整理開始命令があったとき</u> ホ <u>特別清算の開始命令があったとき</u> ヘ <u>破産の宣告があったとき</u> ト 業況不振のため又はその営む事業について重大な損失を受けたため、その事業を廃止し又は 6 か月以上休業しているとき (2) <u>再生計画認可の決定、整理計画の決定、更生計画の決定又は法律の定める整理手続によらないいわゆる債権者集会の協議により、債権の切捨て、棚上げ、年賦償還等の決定があった場合において、これらの決定のあった日現在におけるその債務者に対して有する債権のうち、その決定により切り捨てられる部分の債権の金額及び次に掲げる金額</u> イ （同 左） ロ （同 左） (3) （同 左）